

## 41 介護保険サービス

高齢に伴って生じる病気などで入浴や排せつ、食事などに介護を要する状態になったとき、本人の能力に応じ自立した生活が送れるよう必要な介護サービスを提供し支援を行います。

### ▶ 対象者

65歳以上の高齢者の方、40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方で特定の疾病のため、日常生活等に介護が必要な方

※利用する場合は、介護認定等を受ける必要があります。

### ▶ 申請に必要な物

- 65歳以上の方は介護保険者証

#### 問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382  
1階5番窓口

### ▶ 支援内容

サービスの種類には、居宅介護・予防サービス（訪問介護、通所介護、短期入所など）、福祉用具貸与（購入）、住宅改修、居宅介護（予防）支援、施設サービス（介護福祉施設、介護保健施設など）、地域密着型介護（予防）サービス（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護など）があります。サービス利用にあたっては、介護支援専門員が個別の相談に応じています。

#### 費用負担

利用したサービス費用の1割、2割または3割負担、居宅介護（予防）支援費は無料

## 42 在宅介護サービス費一部負担金助成

軽度の要介護者が安心して在宅介護サービスを受けることができるよう、負担額の一部を助成します。

### ▶ 対象者

介護居宅サービスの支給限度を超えた次に該当する方

- ▶ 町内に居住している町民税非課税世帯の方
- ▶ 要介護認定「要支援1」または「要支援2」と認定された方

### ▶ 助成内容

居宅介護サービスの支給限度額の3割以内において、介護サービス給付費の9割を助成

### ▶ 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

#### 問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382  
1階5番窓口

## 43

## 高齢者等緊急通報システム貸出し事業



急病の時、非常ボタンやペンダントを押して消防に通報したり、煙センサー(火災の時煙を感じ)とリズムセンサー(トイレ前等を24時間通らない場合)が自動で消防に通報するシステムです。利用者からの通報を受け、状況に応じて協力者に連絡したり救急車や消防車が出動します。

## ▶ 対象者

- 75歳以上の一人暮らしの方
- ひとり暮らしの重度の障がいをお持ちの方
- 寝たきり状態にある高齢者で、高齢者のみの世帯

## ▶ 申請に必要な物

協力者2名が必要です。所得に応じて設置負担金がかかります。  
設置負担金は、町民税課税世帯の方が33,000円、町民税非課税世帯の方が11,000円です。

## ▶ 内容

- 緊急通報システム本体、ハンドフリーボックス、煙センサー、リズムセンサー

## 問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381  
1階6番窓口

## 44

## 成人用(高齢者)肺炎球菌予防接種



肺炎の感染予防のため、予防接種の料金の一部を助成します。

## ▶ 対象者

今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の年齢に該当する方、また100歳以上の方で、これまでに成人用肺炎球菌予防接種を受けたことのない人

## ▶ 助成内容

- 今年の該当となる方には、案内をお送りします。
- 医療機関で接種します。
- 1人1回3,500円を助成します。

## ▶ 申請に必要な物

病院へ、健康手帳と町からの案内状をお持ちください。

## 問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380  
1階7番窓口

## 45

## 老人無料入浴券交付事業



生活困窮世帯の高齢者に対し、無料入浴券を交付します。

## ▶ 対象者

町内に住所がある方で、次のいずれにも該当する方

- ▶ 4月1日現在満70歳以上の方
- ▶ 自家用風呂を有しないまたは自家用風呂が日常における使用に耐えないと判断される方
- ▶ 町民税非課税の方

## ▶ 支援内容

1名当たり週1枚、年52枚（幸町の公衆浴場でのみ使用できます）

## ▶ 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

## 問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381  
1階6番窓口

## 46

## 障がい者控除対象者認定書の交付



障がい者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上で要支援、要介護認定を受けている方で、一定の障がいや認知症の状態にあると町が認定した方に対し、税の障がい者控除の対象となる認定書を交付します。

## ▶ 対象者

障がい者手帳を持たない65歳以上の方で、要支援、要介護認定を受け、一定の基準に該当になる方

## ▶ 内容

- 障がい者控除対象者認定書により障がい者控除の対象になります。
- 対象者本人または対象者を扶養している方で所得税、住民税が課税されている方が対象となり、課税されていない方は該当しません。

## ▶ 申請に必要な物

- 印鑑

## 問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382  
1階5番窓口

## 47

## 長寿者記念品支給事業



高齢者の長寿に祝意を表すため、記念品を贈呈します。

## ▶ 対象者

基準日(9月1日)現在、年度内に次に該当する方  
 喜寿：数え年77歳、米寿：数え年88歳、  
 白寿：数え年99歳、満100歳

## ▶ 内容

●記念品の贈呈

## ▶ 申請に必要な物

ありません。

## 問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381  
 1階6番窓口

## 48

## 老人福祉寮



老人福祉の増進を図るため、老人福祉寮を設置しています(定員8名)。

## ▶ 対象者

- 65歳以上の方
- 住宅環境が悪く生活が困難な方
- 家庭環境などから適切な生活が困難な方

## ▶ 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

## ▶ 内容

## 夏(4月~10月)

- ▶単身者 36,000円、
- ▶夫婦者 64,000円

## 冬(11月~3月)

- ▶単身者 43,900円
- ▶夫婦者 79,800円

## 問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381  
 1階6番窓口

49

## ミズナラ倶楽部（介護予防教室）



閉じこもりや認知症予防のため、町内の会館などを利用して週1回集まり、軽運動や脳トレなどのプログラムを行います。

### 対象者

65歳以上の高齢者で、教室への参加が必要と判定された方

### 申請に必要な物

●申請書  
(事前に健康調査などによる判定が必要です)

### 内容

送迎付きで週1回の教室に参加し、ゲームや趣味活動、体操等を行います。

- 女性教室…毎週火曜日、金曜日
- 男性教室…毎週木曜日

#### 問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383  
1階4番窓口

50

## 安否確認訪問事業



一人暮らしや夫婦世帯、認知症高齢者の自宅をホームヘルパーが訪問し、安否確認を行います。

### 対象者

交流が少なくなっている一人暮らし、夫婦の高齢者世帯や65歳以上で認知症の可能性のある高齢者の方

### 内容

一人暮らしや夫婦高齢者世帯は月1回、認知症高齢者は月2回、30分未満の範囲でホームヘルパーが訪問し、安否や生活状況を確認します。

### 申請に必要な物

●申請書（事前に担当職員と相談が必要です）

#### 問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383  
1階4番窓口

# 51

## 認知症高齢者等SOSネットワーク事業



認知症のため徘徊のおそれのある高齢者の方が行方不明になったとき、地域の皆さんの情報提供を受け安全に保護ができるよう、高齢者の方の情報を事前登録し、早期発見に努めます。

### 対象者

認知症のため徘徊のおそれのある高齢者の方で、登録を希望される方

### 内容

高齢者の方の身長や体重、特徴などの情報を事前登録することで、行方不明発生の際に関係機関への情報提供をスムーズに行います。  
(事前登録された高齢者の方の情報は、管理を徹底しています)

### 申請に必要な物

- ご本人の写真（お顔、全身が分かるもの）

#### 問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383  
1階4番窓口

# 52

## ふれあい・いきいきサロン事業



高齢者が住みなれた地域で仲間づくりや世代間の交流を深め、健康でいきいきとした生活が送れるよう、「集う場（地域サロン）」の開設や運営の支援を行います。

### 対象者

津別町内に住所がある65歳以上の高齢者と地域の住民の方

### 申請に必要な物

- 申請書

### 支援内容

地域内の高齢者の孤立化を解消し、仲間づくりや世代間交流を図りながら、健康でいきいきとした生活が送れるよう「集う場」としてのサロン活動について、開設・運営を支援します。

#### 助成金の内訳

- ▶新規設立準備金…10,000円
- ▶運営費3,000円/月1回

#### 問い合わせ先

津別町社会福祉協議会  
電話 76-1161(直通)

## 53

## 介護予防いきいきポイント事業



高齢者の方が主に施設や社会福祉協議会の事業におけるボランティア活動への参加を通して、社会参加などや生きがいにつなげることを目的としています。事前研修を受け、ボランティア登録し、指定された施設等で行ったボランティア活動は、その実績に基づいて付与されたポイントを商品券に交換できる制度です。

## ▶ 対象者

- 40歳以上の方  
(社会福祉協議会は18歳以上40歳未満)

## ▶ 申請に必要な物

- 申請書

## ▶ 内容

ボランティア活動1時間当たり1ポイントが付与され、5ポイント以上から町内で使える商品券に交換(5ポイントで500円)。ただし、事前に研修にご参加いただき、登録が必要です。

## 問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383  
1階4番窓口または、  
津別町社会福祉協議会 電話 76-1161

## 54

## りんぐ☆つべつ(認知症初期集中支援推進事業)



認知症になってもご本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の方の早期診断・早期対応をします。

## ▶ 対象者

認知症の様子がありながら、まだ医療機関に行っていない方やそのご家族。また、認知症の診断がありながらも、介護保険サービスをご利用になっていない方(施設入所中の方は除きます)

## ▶ 申請に必要な物

- 同意書(事前に下記担当職員と相談が必要です)

## ▶ 支援内容

上記対象の方へ、認知症に関する専門職員が訪問

## 問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383  
1階4番窓口

55

## 生活支援サポートセンター事業



高齢者の方の日常生活におけるちょっとした困り事に対して、研修を受けたサポーターが訪問し、お手伝いをします。

利用者の方は30分100円を負担し、サポーターは活動時間に応じてポイントがたまり、商品券に交換できます。

### 対象者

#### 利用者

- ① 65歳以上の高齢者で、要介護・要支援認定を受けている方
- ② 事業対象者の方
- ③ 町が指定する基準に該当する方

#### サポーター

- ① 18歳以上の方
- ② 社会福祉協議会が主催する研修会を受講し、登録した方

### 内容

利用者は、30分100円の利用料がかかります（事前に利用券を購入）。

サポーターは、活動30分ごとに1ポイント（100円分）のポイントが付与され、5ポイント（500円分）から町内で使える商品券に交換できます。

#### 問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383  
1階4番窓口

### 申請に必要な物

- 申請書（事前に健康調査などによる判定が必要です）

## 高齢者・障がいのある方

56

## 移送サービス事業



傷病等により通常の交通手段での移動に制約がある高齢者および障がい者を支援します。

### 対象者

- 介護保険法に定める要介護者および要支援者、総合事業対象者
- 身体障害者福祉法に定める1級および2級の障害者手帳所持者
- 内部障害、精神障害、知的障害により公共交通機関を利用することが困難な者

### 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- 介護保険被保険者証および障害者手帳等の写し

### 支援内容

利用料金は、2kmまで260円です。以降、1km毎に120円が加算されます。通院や買い物などで利用できます。

#### 問い合わせ先

津別町社会福祉協議会 電話 76-1161